

一般社団法人 ひびき青年会議所定
款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人ひびき青年会議所
(Junior Chamber International Hibiki)と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県中間市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、
文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努める
とともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与す
ることを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人、又は法人その他の団体の
利益を目的としてその事業を行ってはならない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用してはなら
ない。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事
業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、及び文化等に関する調査研究並び
にその改善に資する計画の立案と実現を推進する
事業
- (2) 前号の事業を推進するための人材育成を目的とする
事業
- (3) 青少年の健全な育成を目的とする事業
- (4) その他この法人の目的達成に必要な事業

2. 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
 - (1) 会員等に対する研修
 - (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所及びその他の団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
 - (3) 諸会議・諸大会の開催
 - (4) その他この法人の目的達成に必要な事業
3. 前各項の事業は、主に福岡県中間市、遠賀郡及びその周辺において実施する。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(正 会 員)

第 7 条 福岡県中間市、遠賀郡及びその周辺に住所、又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格のある青年で理事会において入会を承認された者を正会員とする。但し、年度内に年令が 40 歳に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。

2. すでに他の青年会議所の正会員である者は、この法人の正会員と
なることができない。

(特別会員)

第8条 満40歳に達した年の年度末まで正会員であった者
で、理事会において入会を承認された者を特別会員とす
る。

(名誉会員)

第9条 この法人に功労がある者で、理事会において入会を
承認された者を名誉会員とする。

(賛助会員)

第10条 この法人の目的に賛同しその発展を助成しようとす
る個人、法人または団体で、理事会において入会を承認さ
れた者を賛助会員とする。

(入会)

第11条 この法人の会員になろうとする者は、一般社団法人
ひびき青年会議所会員資格規程(以下「会員資格規程」とい
う。)に定める手続きを経て、理事会の承認を受けなければ
ならない。

(会員の権利)

第12条 会員は、この定款に定めるもののほか、この法人の
目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有
する。

(会員の義務)

第13条 会員は、定款その他の規程を遵守し、この法人の目
的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(会費等の納入義務)

第14条 会員は、この法人の事業活動等において経常的に
生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、会員資格
規程に定める額を支払う義務を負う。

(休会)

第 15 条 やむを得ない事由によりこの法人の事業活動等に長期参加できない正会員は、理事会の承認を得て、正会員としての権利を有するが、義務を免れ休会することができる。但し、休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第 16 条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人又は団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第 17 条 この法人を退会しようとするときは、事前にその旨を記載した書面をもって理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除 名)

第 18 条 この法人の会員が各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費等納入義務を履行しないとき
- (4) 正当な理由がなく例会に出席しないとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の 1 週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の

機会を与えなければならない。

(会員喪失に伴う権利及び義務)

- 第 19 条 会員が第 16 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。
- 第 20 条 除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

第 3 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
2. 理事のうち、1 名を理事長、1 名以上 5 名以内を副理事長、1 名を専務理事、1 名～5 名を常任理事とする

(役員を選任)

第 22 条 役員は、この法人の正会員であることを要し、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3. 監事は、理事その他規程で定める職務を兼ねることができない。
4. 監事は外部より選任することができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの

1 年間とする。但し、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての職務を行わなければならない。

(役員 及び 解任) 第 24 条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員は、総会の決議によって解任することができる。

3. 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(理事の職務 及び 権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の職務を遂行する。

2. 理事長は、法人法上の代表理事とし、業務を統轄する。

3. 副理事長は、理事長の職務全般を補佐する。

4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を総括する。

5. 常任理事は、理事長・副理事長及び専務理事を補佐し、業務を分掌する。

6. 理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務 及び 権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監事の理事会への報告義務)

第 27 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

ない。

(監事の理事会への出席義務等)

第 28 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2. 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

第 29 条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害を生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長等)

第31条 この法人に直前理事長を置くほか、必要に応じて顧問(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。

2. 顧問は1名とする。
3. 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
4. 顧問は、理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。

(直前理事長等の職務)

第32条 直前理事長等の職務は次のとおりとする。

- (1) 直前理事長は理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
 - (2) 顧問は、この法人の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
2. 直前理事長等の任期は、第23条第1項の規定を準用する。

(直前理事長等の解任)

第33条 直前理事長等の解任については、第23条第2項の規定を準用し、総会でこれを行う。

(報酬等)

第34条 この法人の役員、直前理事長等は無報酬とする。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第4章 総会

(総会の種類)

第 35 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2. 前項の総会をもって法人法上の会員総会、毎年 3 月に開催される通常総会をもって同法上の定時会員総会とする。

(総会の構成) 第 36 条 総会は全ての正会員をも

って構成する。

2. 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権限)

第 37 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び計算書類の承認
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 理事長候補者の選任
- (5) 定款の変更
- (6) 次に掲げる規程の制定及び変更
 - ①役員を選任の方法に関する規程
 - ②会員資格に関する規程
 - ③この法人の運営に関する規程
- (7) この法人の解散及び残余財産の処分方法
- (8) 会費負担基準の決定並びに変更
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 合併、事業の全部または一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) その他法令及びこの定款で定められた事項 (総会の開催)

第 38 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の要求が理事会にあったとき

(総会の招集)

第39条 総会は、理事長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。
4. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第40条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。ただし、第38条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、正会員を代表して出席するもののうちからこれを選出する。

(総会の定足数)

第41条 総会は、正会員の総議決権数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の決議)

第42条 総会の決議は、一般社団法人法・財団法人法に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決する。

(代 理)

第 43 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。但し代理人に指定したものが欠席となった際は、当該代理人が委任状において委任した被委任者に全ての議決権が移譲されるものとする。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
3. 第 1 項の規定により議決権を行使する正会員は、第 41 条及び 42 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 44 条 総会については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 総会は、議長及び出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。
3. 総会の日から少なくとも 10 年間、前項の議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 理 事 会 (構 成)

第 45 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。
3. 直前理事長等は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権 限)

第 46 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 事業計画書及び収支予算書の決議並びに変更
- (2) 理事長、副理事長、専務理事、常任理事の選任及び解職
- (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 規程の制定、変更及び廃止に関する立案
- (5) 理事長の職務の執行の監督
- (6) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

2. 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人(事務局員)の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定

款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(種類及び開催)

第 47 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2. →通常理事会は毎月 1 回以上開催する。
3. →臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 第 28 条第 2 項又は第 3 項に定めるとき
- (3) 第 48 条第 2 項又は第 3 項に定めるとき

(招 集)

第 48 条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2. 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときはその請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第49条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定 足 数) 第50条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決 議)

第51条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって決する。ただし、総会に付議する必要がある事項は、出席理事の3分の2以上にあたる多数をもって決する。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのでき

る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異論を述べた時はこの限りではない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が、これに記名押印しなければならない。但し、監事が理事会に出席しなかった場合は、出席した全ての理事がこれに記名押印する。

2. 理事会の日から少なくとも10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 例会及び委員会等

(例会)

第53条 この法人は、一般社団法人ひびき青年会議所運営規程に定めるところにより、毎月1回以上例会を開く。

(委員会)

第54条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。

2. 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、必要な場合は運営幹事を若干名、及び委員をもって構成する委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
3. その他委員会に関する必要な事項については、一般社団法人ひびき青年会議所運営規程に定める。

(室、会議、特別委員会)

第55条 この法人は、室会議、特別委員会を置くことができる。

2. 前項に関して必要な事項は、一般社団法人ひびき青年会

議所運営規程に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 56 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会及び総会の決議による。

(事業計画及び収支予算)

第 57 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
3. 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 58 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3. この法人は、法令の定めるところにより、第1項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

4. 第1項の提出書類には、前事業年度末の会員名簿及び会

員移動状況報告書を添付しなければならない。(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第59条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の決議を得なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第60条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第61条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第8章 管 理

(事務局)

第 62 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には所要の職員を置くことができる。
3. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、一般社団法人ひびき青年会議所運営規程により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 63 条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2. 次に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 理事、監事の名簿
 - (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 監査報告
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 64 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第 65 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 66 条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 67 条 この定款は、総会において正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第 68 条 この法人は、一般社団・財産法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 69 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は総会において正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 70 条 本定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 61 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日とその事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日をその事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は今住一童とする。